

個情第 1524 号
令和 6 年 6 月 19 日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

個人情報保護委員会
委員長 藤原 静雄
(公 印 省 略)

デジタル社会形成基本法第 39 条第 4 項及び
官民データ活用推進基本法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見について (回答)

令和 6 年 6 月 18 日付けデ戦第 2044 号をもって意見を求められた件について、
令和 6 年 6 月 19 日に開催された第 291 回個人情報保護委員会において意見がと
りまとめられたので、別紙のとおり回答する。

以上

(別紙)

デジタル社会形成基本法第 39 条第 4 項及び
官民データ活用推進基本法第 8 条第 4 項の規定に基づく意見

令和 6 年 6 月 19 日
個人情報保護委員会

デジタル社会の実現に向けた政策の遂行に当たっては、デジタル技術の飛躍的な進展等により、多種多様かつ膨大なデータの収集・分析等が容易かつ高度化している状況を踏まえ、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報を含む個人に関する情報（以下「個人情報等」という。）の適正な取扱いが確保されることが肝要である。

また、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため、マイナンバー制度の利用並びにマイナンバーカードの普及及び利用を推進するに当たっては、その前提として、個人番号その他の特定個人情報等の安全かつ適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じることが肝要である。

こうした基本的視座に立った上で、デジタル社会の実現に向けた重点計画（以下「重点計画」という。）に定められた施策の実施に当たっては、次の点に留意することが必要である。

(1) 令和 5 年 4 月に全面施行されたデジタル社会形成整備法による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）により、行政機関等における個人情報等の取扱いについても個人情報保護法の規律が適用されることになったことを踏まえ、各行政機関等においては、重点計画に含まれる各施策の遂行に当たり、個人情報保護法の規律に則り、本人の権利利益を保護するため、個人情報等の適正な取扱いを確保すべきこと。

(2) 行政機関等が個人情報等を取り扱う施策やシステム構築を実施する際には、その透明性と信頼性の確保が特に重要であることから、政策目的や国民が得ることが期待される便益を明確にし、それらをわかりやすく、丁寧に国民に説明すべきこと。

特に、マイナンバー制度の利用等の推進に関する施策の実施に当たっては、特定個人情報保護評価の着実な実施や個人番号登録事務における特定個人情報の正確性の確保を含め、個人番号その他の特定個人情報等の安全かつ適正な取扱い及び丁寧な説明が求められること。

(3) 個人情報等を取り扱う施策の遂行やシステム構築の実施に当たり、取り扱うデータの内容、データの流れ、データの取扱いに関わる者の範囲、データの利用目的、安全管理レベル等の事前評価のため、PIA (Privacy Impact Assessment : 個人情報保護評価) の手法を用いることや、個人データの取扱いに関する責任者の設置などのデータガバナンスの体制を構築することは、各施策やシステムの透明性と信頼性の確保のために有効であること。

(4) 個人情報等の取扱いについては、「個人情報の保護に関する基本方針」(平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、令和 4 年 4 月 1 日最終変更。)、 「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」(令和 4 年 5 月 25 日個人情報保護委員会決定。①個人情報等の取扱いの必要性・相当性、②個人情報等の取扱いに関する適法性、③個人情報等の利用目的との関連性・利用の適正性、④個人情報等の取扱いに関する外延の明確性、⑤個人情報等の取扱いの安全性、⑥個人情報等に係る本人関与の実効性、⑦個人情報等の取扱いに関する透明性と信頼性から構成される。)等を始めとする、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携すること。

以上